

社会福祉法人沖縄にじの会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人沖縄にじの会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を沖縄県那覇市山下町5番30号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。た

だし、外部委員1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、退任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

建物

- (1) 沖縄県沖縄市知花5丁目888番1、933番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建特別養護老人ホーム知花の里(延6257.06平方メートル)
- (2) 沖縄県那覇市山下町5番地19の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建特別養護老人ホームゆがふ苑(延4195.95平方メートル)

土地

- (1) 沖縄県沖縄市知花5丁目888番1所在の特別養護老人ホーム知花の里敷地1筆(1753平方メートル)
- (2) 沖縄県沖縄市知花5丁目930番所在の特別養護老人ホーム知花の里敷地1筆(653平方メートル)
- (3) 沖縄県沖縄市知花5丁目932番所在の特別養護老人ホーム知花の里敷地1筆(564平方メートル)
- (4) 沖縄県沖縄市知花5丁目933番所在の特別養護老人ホーム知花の里敷地1筆(1747平方メートル)
- (5) 沖縄県那覇市山下町5番19所在の特別養護老人ホームゆがふ苑敷地1筆(3869.24平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、沖縄県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの受託経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て沖縄県知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届けなければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十条 この法人の公告は、社会福祉法人沖縄にじの会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	仲西常雄
理事	西仲ゆかり
理事	比嘉義信
理事	与儀洋和
理事	玉城好史
理事	田島清信
理事	伊藝佑得
監事	前川俊充
監事	當間知恵子

附 則

この定款は、沖縄市長認可の日（平成25年7月24日）から施行する。

この定款は、平成25年12月25日から施行する。

この定款は、平成27年 5月 1日から施行する。

この定款は、平成28年 5月27日から施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
この定款は、平成29年 4月26日から施行する。

社会福祉法人沖縄にじの会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄にじの会（以下、「沖縄にじの会」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事並びに評議員をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 この規程による報酬等とは、役員報酬、理事会及び評議員会出席時の交通費等である。なお、この規程による報酬等は、役員の勤務実態によって支給するものとし、役員の地位にあることのみによって支給するものではない。

2 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員会の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

附則

- 1 この規程の改廃については理事会が行う。
- 2 この規程は2013年11月27日より実施する。
- 3 この規程は2017年 6月 1日より実施する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円／回	実費分
評議員会出席報酬等	5,000 円／回	実費分

※交通費の実費分については、自宅から開催する事業所までの距離に応じて1 kmに対し、20円を支給する。また、沖縄自動車道を使用した場合は実費分を支給する。

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円／月	実費分
理事業務報酬等	5,000 円／回	実費分
評議員業務報酬等	5,000 円／回	実費分
監事監査指導報酬等	10,000 円／回	実費分

※理事長業務の実費弁償費を（職員通勤手当相当⇒実費分）に変更

※交通費の実費分については、自宅から開催する事業所までの距離に応じて1 kmに対し、20円を支給する。また、沖縄自動車道を使用した場合は実費分を支給する。

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬（1日）	旅 費
報酬及び旅費	10,000 円／回	実費分

※交通費の実費分については、自宅から空港までの距離に応じて1 kmに対し、20円を支給する。また、沖縄自動車道を使用した場合は実費分を支給する。ならびに出張に要する交通費等については実費分を支給する。

資金収支計算書

(自) 2017年4月1日 (至) 2018年3月31日

社会福祉法人 沖縄にじの会

(単位:円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	788,444,070	831,126,445	△ 42,682,375	
	経常経費寄附金収入	0	30,000	△ 30,000	
	受取利息配当金収入	0	657	△ 657	
	その他の収入	1,716,835	2,804,508	△ 1,087,673	
	事業活動収入計 (1)	790,160,905	833,961,610	△ 43,800,705	
	支出				
	人件費支出	463,234,562	474,719,055	△ 11,484,493	
	事業費支出	100,259,706	105,924,457	△ 5,664,751	
	事務費支出	114,813,652	126,656,980	△ 11,843,328	
利用者負担軽減額	6,721,954	6,980,325	△ 258,371		
支払利息支出	15,102,285	15,102,285	0		
その他の支出	1,224,398	865,038	359,360		
事業活動支出計 (2)	701,356,557	730,248,140	△ 28,891,583		
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	88,804,348	103,713,470	△ 14,909,122		
施設整備等に	収入				
	施設整備等補助金収入	0	8,000,000	△ 8,000,000	
	施設整備等収入計 (4)	0	8,000,000	△ 8,000,000	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	86,100,000	86,100,000	0	
固定資産取得支出	0	1,521,920	△ 1,521,920		
施設整備等支出計 (5)	86,100,000	87,621,920	△ 1,521,920		
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△ 86,100,000	△ 79,621,920	△ 6,478,080		
予備費支出 (10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	2,704,348	24,091,550	△ 21,387,202		
前期末支払資金残高 (12)	0	165,155,127	△ 165,155,127		
当期末支払資金残高 (11) + (12)	2,704,348	189,246,677	△ 186,542,329		

事業活動計算書(2-1)

(自) 2017年4月1日 (至) 2018年3月31日

社会福祉法人 沖縄にじの会

(単位:円)

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)	
サービス活動増減の部	収				
	益				
		介護保険事業収益	831,126,445	680,678,081	150,448,364
		経常経費寄附金収益	30,000	100,000 Δ	70,000
		サービス活動収益計 (1)	831,156,445	680,778,081	150,378,364
	費				
	用				
		人件費	476,487,839	410,228,851	66,258,988
		事業費	105,924,457	125,856,647 Δ	19,932,190
		事務費	126,656,980	128,532,076 Δ	1,875,096
	利用者負担軽減額	6,980,325	6,546,265	434,060	
	減価償却費	130,531,757	130,029,136	502,621	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	Δ 23,323,494 Δ	23,253,969 Δ	69,525	
	サービス活動費用計 (2)	823,257,864	777,939,006	45,318,858	
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	7,898,581 Δ	97,160,925	105,059,506	
サービス活動外増減の部	収				
	益				
		受取利息配当金収益	657	2,586 Δ	1,929
		その他のサービス活動外収益	2,804,508	3,513,613 Δ	709,105
		サービス活動外収益計 (4)	2,805,165	3,516,199 Δ	711,034
	費				
用					
	支払利息	15,102,285	15,634,586 Δ	532,301	
	その他のサービス活動外費用	865,038	1,366,044 Δ	501,006	
	サービス活動外費用計 (5)	15,967,323	17,000,630 Δ	1,033,307	
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	Δ 13,162,158 Δ	13,484,431	322,273	
	経常増減差額 (7) = (3) + (6)	Δ 5,263,577 Δ	110,645,356	105,381,779	
特別増減の部	収				
	益				
		施設整備等補助金収益	8,000,000	219,597,000 Δ	211,597,000
		特別収益計 (8)	8,000,000	219,597,000 Δ	211,597,000
費					
用					
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	210,044,532 Δ	210,044,532	
	特別費用計 (9)	0	210,044,532 Δ	210,044,532	
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)	8,000,000	9,552,468 Δ	1,552,468	
	当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	2,736,423 Δ	101,092,888	103,829,311	
繰越活動増減差額の部	繰越				
	活動				
	増減				
	差額				
	の部				
		前期繰越活動増減差額 (12)	Δ 253,507,358 Δ	152,414,470 Δ	101,092,888
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	Δ 250,770,935 Δ	253,507,358	2,736,423	
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0	
	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0	
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	Δ 250,770,935 Δ	253,507,358	2,736,423	

貸借対照表

2018年3月31日現在

社会福祉法人 沖縄にじの会

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 末	前 年 末	増 減		当 年 末	前 年 末	増 減
流動資産	216,332,007	186,102,308	30,229,699	流動負債	131,041,386	123,134,453	7,906,933
現金預金	76,985,884	78,465,148	△ 1,479,264	事業未払金	21,521,080	17,668,485	3,852,595
事業未収金	138,944,091	107,471,639	31,472,452	役員等短期借入金	0	2,000,000	△ 2,000,000
未収金	74,657	53,761	20,896	1年以内返済予定設備資金借入金	86,100,000	86,100,000	0
立替金	92,875	6,500	86,375	預り金	52,984	134,576	△ 81,592
前払費用	139,500	105,260	34,240	職員預り金	5,456,266	1,144,120	4,312,146
仮払金	95,000	0	95,000	仮受金	55,000	0	55,000
固定資産	2,905,293,644	3,034,303,481	△ 129,009,837	賞与引当金	17,856,056	16,087,272	1,768,784
基本財産	2,826,732,129	2,936,887,097	△ 110,154,968	固定負債	2,350,122,000	2,436,222,000	△ 86,100,000
土地	593,041,487	593,041,487	0	設備資金借入金	2,300,122,000	2,386,222,000	△ 86,100,000
建物	2,504,627,002	2,504,627,002	0	長期運営資金借入金	50,000,000	50,000,000	0
建物減価償却累計額	△ 270,936,360	△ 160,781,392	△ 110,154,968	負債の部合計	2,481,163,386	2,559,356,453	△ 78,193,067
その他の固定資産	78,561,515	97,416,384	△ 18,854,869	純 資 産 の 部			
土地	4,799,004	4,799,004	0	基本金	492,250,000	492,250,000	0
構築物	500,000	500,000	0	国庫補助金等特別積立金	398,983,200	422,306,694	△ 23,323,494
構築物減価償却累計額	△ 37,500	△ 12,500	△ 25,000	その他の積立金	0	0	0
器具及び備品	105,254,698	103,732,778	1,521,920	次期繰越活動増減差額	△ 250,770,935	△ 253,507,358	2,736,423
器具及び備品減価償却累計額	△ 40,601,417	△ 23,861,653	△ 16,739,764	(うち当期活動増減差額)	2,736,423	△ 101,092,888	103,829,311
ソフトウェア	18,058,120	18,058,120	0				
ソフトウェア減価償却累計額	△ 9,421,390	△ 5,809,365	△ 3,612,025	純資産の部合計	640,462,265	661,049,336	△ 20,587,071
その他の固定資産	10,000	10,000	0	負債及び純資産の部合計	3,121,625,651	3,220,405,789	△ 98,780,138
資産の部合計	3,121,625,651	3,220,405,789	△ 98,780,138				